

原子力損害賠償紛争審査会の委員のみなさんへ

営業損害の賠償についての指針についてのお願い

2011. 4. 26

全国商工団体連連合会
福島県商工団体連合会

原子力損害賠償紛争審査会委員としてのご奮闘に敬意を表します。

同委員会でもご議論頂いていますように、福島第一原子力発電所の事故は、チェルノブイリ事故と同等の最悪のレベル7となったばかりか、いまだ収束の見通しもたっておらず、避難生活が長期化しており一刻も早い救済が求められています。同時に、すべての被災者に賠償が適切、公正かつ迅速に行われる必要があります。

避難指示地域には約8千の企業・個人事業者が存在し約6万人が働いています。そのうち、30人未満が94.6%を占めるなど、小規模事業所が農業、漁業と結びつき地域の経済の担い手となっています。中小企業者の再生・復興なくして地域の復興もありません。原子力被害賠償の指針の策定にあたって、中小企業が受けた営業損害への賠償についても十分に考慮を払った適切かつ公正な指針を策定いただきますよう、以下の点を要望させて頂く次第です。

1、原発災害からの復興の出発点は、原発事故で発生した被害・損害のすべての賠償をすみやかに行うことです。

今回の原発事故は、避難移転費用、出荷制限や風評被害による経済損失、休業を余儀なくされた営業損害など多大の損害を地域経済に与えています。

今回の事故は、地震・津波により全電源が喪失され、原子炉の冷却ができなくなり炉心溶融にいたる危険性が繰り返し専門家や国会でも指摘されていたことを踏まえると「想定外」の事態ではなく、東電と国の過失による『人災』と言わなければなりません。取り返しのつかない大事故であっただけに、真摯な謝罪と反省の上に立ち、今後への教訓を汲み取る必要があります。

真摯な謝罪の第一歩は、この事故によりもたらされた被害のすべての賠償を完全に行うことです。

この点、原子力損害賠償法による損害は、「事故との相当因果関係が認められる」（無過失責任）とされていますが、今回のような「人災」による場合は、その責任はより重く、相当因果関係を狭く解するのではなく実態を踏まえ、より広く、柔軟に解釈するべきと考えます。

2、営業損害の賠償方法は画一的なものとししないでください。

営業損害は、「減収分（出荷されなかったことに伴い失われた売上高から、支出されなかったことに伴い支出されなかった売上原価を控除した額）」「失われた売上高は、出荷制限指示等がなければ得べかりし売上高。原則として、販売予定価格×販売予定数量で算出。この場合、販売予定価格および販売予定数量は、収穫数量、出荷契約、作付面積、播種量等のほか、過去の実績、統計等を参考に、合理的な水準をする」とされると提案がなされています。

この算出方法は、農業にかかわる営業損害の補償についてのもと考えられますが、中小企業者の営業被害について同様にこの方式を適用することはできません。事業者の営業損害の実態を踏まえた算出方法の検討をお願いします。

また、この算出方法は、一定期間経過後元の場所に戻ることを前提にしていると思われませんが、戻れない場合の算出は別途考慮が求められます。

中小企業の場合、設備、備品など営業設備に一定の投資をし、長年の努力で暖簾と信用を守り、顧客を獲得し、営業の基盤を築くものですが、他の場所で「一からやり直す」ことになれば、投下資本はもちろん、すべての努力も水泡に帰する損失を被ることになります。従って、投下資本+労働の損害も当然賠償の対象にする必要があると考えます。得べかりし売上高の賠償では、再建を希望する業者の再建は不可能です。

したがって、賠償方法は一律のものとはせず、希望を踏まえた複数の賠償方法を示す必要があると考えます。

3、救済の範囲に、機械的な線引きは行わないでください。

「30キロ圏内」あるいは「避難指示地域」であるか否かで、機械的な線引きにならないようにし、実態を踏まえた損害賠償がなされるようにすることをお願いいたします。

この点、特に中小企業者の場合は営業形態や実態が多様であり、一律的な基準の適用が難しいケースが多く見られます。「工事が途中で不可能になった」「せっかくとってきた契約が解除された」「圏外だが、主な取引先は圏内の業者」など損害の内容は、実に様々です。

被災地域で生産された商品には、安全性への不安が拡大し、観光業においても風評被害が広がっています。遠く離れた場所でも、「軒並み予約がキャンセルされた」旅館やホテルも少なくありません。お客がばったり途絶えた観光地もでています。被災地への輸送が断られるケースもあります。安全証明の添付が求められる場合もあります。

避難指示地域外であっても、福島県内では営業困難な実態が広がっています。

東電の鼓副社長も「30キロ圏外にかかわらず損害を受けた方にお支払いするのが常識」(20日)と認めるように、機械的な線引きでは矛盾が生じます。

また、避難の継続など様々、事情により因果関係の立証も難しくなっています。このような事情下で、大量・迅速・円滑に賠償をすすめるためには、証明等を大幅に軽減・省略することが必要です。厳密な証拠書類の提出を求められると請求自体をためらうこととなる恐れもあります。専門家による援助も求められます。以上の点についても十分な配慮をお願いします。

4、審査会委員の現地視察と公聴会の開催をお願いします。

委員の皆様は、賠償の基準を定めるなど、極めて重要な役割を担っておられます。専門的学識を踏まえ、公正・適正な損害賠償の実現のために心を砕いて頂いているものと考えますが、「百聞は一見にしかず」です。

ぜひ、一度現地の視察を行い被害の実態について十分な調査を行っていただくこと、さらに福島での公聴会を開いて頂き、直接、私ども被災業者の声に耳を傾けて下さいますようお願いいたします。

以上、何卒よろしく願いいたします。

以上